

三訂 金融証券用語辞典

責任編集

武田	昌輔
井澤	敬一
阿達	哲雄
竹内	一郎
清水	浩

銀行研修社

三訂 金融証券用語辞典

昭和58年7月2日 初版発行

〈検印省略〉

1刷 昭和58年7月2日

5刷 昭和59年8月9日

昭和61年3月1日 新訂発行

1刷 昭和61年3月1日

4刷 昭和61年9月1日

昭和62年8月15日 二訂発行

1刷 昭和62年8月15日

3刷 昭和63年7月7日

平成元年3月31日 三訂発行

1刷 平成元年3月31日

6刷 平成2年12月25日

責任編集

たけ
武
い
井
あ
阿
たけ
竹
し
清

た
田
さわ
澤
たち
達
うち
内
みず
水

まさ
昌
けい
敬
てつ
哲
いち
一

すけ
輔
いち
一
お
雄
ろう
郎
ひろし
浩

発行者

は
土

じ
師

せい
清

じ
次

ろう
郎

発行所

 株式会社 銀行研修社

東京都豊島区北大塚3丁目10番5号

電話 東京03 (949) 4101(代表)

振替 東京 2-8604番

整版・印刷／株式会社 廣済堂 製本／長野製本

ISBN4-7657-2673-8 C3533

落丁・乱丁はおとりかえ致します。

1983© Printed in Japan 無断複写複製を禁じます。

謹告 本書の全部または一部の複写、複製、転記載および磁気または光記録媒体への入力等は法律で禁じられています。これらの許諾については弊社・社長室(TEL 03-949-4150直通)までご照会下さい。

は し が き

近時の日本経済は低成長を余儀無くされ、大量の国債発行、企業の設備投資減退などの現象が金融機関にも大きな影響を及ぼしている。

大量に発行された国債は、主として銀行が引受けることとなったが、銀行はこの国債売却を通じて、いわゆる証券業務を感得し、その延長が本年4月からの「公共債の窓口販売」となってきた。

また、企業の設備投資減退は、企業に余裕資金を生ぜしめ、金利の自由化、国際化と相まって有利な運用意欲を促し、有価証券投資の増大、現先市場の発達、あるいはC D（譲渡性預金）の創設をみることとなった。一方、調達面でも効率的調達指向から海外をも含めた増資、社債発行、D R発行などが活発に行なわれるなど、総合的金融サービスが求められ、金融市場に変化がみられることとなった。

このような金融市場の変化を背景として、商法、銀行法、証券取引法などの一連の金融関係法律の改正が行なわれ、これによって、銀行の営む証券業務分野が改めて規定され、銀行として対応してゆくべき態勢がとられることとなった。

この金融市場の変革は、米国においてとくに顕著で、米国のN A S D（全米証券業者協会）は、金融・証券市場の将来像に関する報告書の中で、「銀行・証券・その他の金融機関の垣根がなくなり、金融コングロマリットが市場を支配するようになるだろう」と予測している。

わが国でも金融機関に対するニーズが金融サービスの総合化の方向にあるので、金融機関としては、幅広いサービスの提供が必要となり、各種金融機関の同質化進行が予想される。

こうして、銀行における証券業務は銀行業務の一部門として重要性をさらに増すこととなり、銀行業務担当者としては、銀行業務知識に加えて、証券業務知識の修得を、それもたんなる証券業務知識でなくて、金融市場に直結した証券業務知識の修得を必要とすることとなった。

しかし、証券、外国為替などといった業務には技術的な要素が多く、そこで使用される用語も、特殊なもの、すなわち、直接の担当者以外にはなじみ難いものが少なくない。したがって、これらの専門用語を的確・簡便に理解することが、今後の銀行取引の推進に欠くことのできないものとなってきた。

本辞典は、以上の必要性を背景として企画されたものであり、つぎの点が特色であると考えている。

① 収録用語は、証券(証券一般、株式、債券、投資信託、公社債受託引受、証券代理業務、国際証券)、国内金融(金融経済、金融政策・銀行行政、金融商品、金利、金融指標、金融税制、金融機関・銀行経営)、国際金融(国際金融経済、資本取引、外国為替)の分野から3,590用語精選し、上記収録用語を「経済一般」「法律」「証券実務」「金融実務」「税金」の5分野に分類・整理して収録した。

② 用語の選定にあたっては、小項目主義により、また、内容が同一でも呼称等が異なるものは、「見よ項目」として可能な限り多くの用語を収録し、はじめて証券業務に携わる人でもすぐ活用できるようにした。

③ 用語としては、銀行、相互銀行、信用金庫等金融機関の実務になじみの深いものに重点をおき、従来の類書に収録されていない実務用語、テクニカル・ターム、新語などをできるだけ集めた。

④ 用語の解説は、定義だけでなく、実務取扱い上の方法、留意点などについて

でも言及した。

以上が本辞典の特色であるが、編集にあたり苦勞したのは、証券取引は、他の金融取引に比べて内容が非常に複雑であり、しかも銀行等金融機関はその全部を取扱うわけではないため、銀行等の役職員に必要な用語のみを、いかに要領よく整理し、解説するかという点であった。これはたいへん困難な作業であったが、たんに国債の取扱いにとどまらず、今後の銀行等の業務を長期的に展望したうえで必要な用語をほぼ収録した、画期的なものになったと自負している。しかし、作業の困難さに伴う思わざる誤まりについては大方のご叱正により、版を重ねることにより良いものにして行きたいと思っている。

本辞典の編集については、銀行研修社土師社長より依頼があったのが、1980（昭和55）年10月であった。企画の内容が画期的であるのに対し、銀行側としても国債窓口販売の準備を始めており、実際に執筆などをしていただく実務家の方々は多忙をきわめているため、作業完成に多くの困難を予想したのだが、銀行研修社の熱心なお勧めもあって結局お引受けすることにした。編集方針はわれわれが何度かの会合により固め、これによって銀行研修社辞典編集部が作成した用語リストをもとに、証券用語は井澤敬一が中心となり阿部好成、石田一、大川進、中村和夫、樋口穰二の5氏により、国内金融用語は阿達哲雄が中心となり、池内康彦、斎藤健、白石栄一、高野舜介、館野敏、中林哲太郎の6氏により、国際金融用語は竹内一郎が中心となり長田忠、竹内宏、塚田史城の3氏により、税金用語は武田昌輔が選定した。これに基づいて245名に及ぶ学者、実務家が執筆者としてご協力され、ここに上梓をみた。

なお、井澤が担当した証券については、用語数が全体の6割を占め、1人での編集が不可能であったために清水浩氏に全面的に援助をお願いし、また投資分析の用語については熊野剛雄、津村英文の両氏に監修していただいた。また、製作期間中の異動により、編集委員を離れられた辻昌美、坂田有三の

両氏にも用語選定段階まで協力いただいた。

本辞典の刊行については、以上の方々の絶大なるご援助の他に、実際にご執筆いただいた方々のご協力によるところが大きい。

多忙の中でご協力を惜しまれなかったこれらの方々に、ここで改めて深甚の謝意を申し上げる次第である。また、3年の長きにわたり本辞典の完成まで辛抱づよくお待ちいただいた土師社長の御好意に対し深く感謝するとともに原稿の整理・校正にお世話になった編集部スタッフ一同に厚くお礼申し上げたい。

昭和58年 6月25日

編集代表 武 田 昌 輔
井 澤 敬 一
阿 達 哲 雄
竹 内 一 郎

三訂刊行にあたって

本辞典は、昭和58年7月の初版刊行以来、好評のうちに9刷を重ねることができた。その間、昭和61年には133用語を加えて新訂版とし、さらに昭和62年に49用語を加えて二訂版を刊行した。その後、金利の自由化や金融の国際化・証券化が一層進み、それに伴い新しい金融商品や金融の手法が次々と開発され、多くの専門用語が誕生した。

今回、三訂刊行にあたり、先物取引、B I S規制、インサイダー取引規制等の分野から86用語を新規に収録し、税制改正に関連した用語182を全面的に見直して読者の便に供した。

平成元年 4月1日

編集代表 武 田 昌 輔
井 澤 敬 一
阿 達 哲 雄
竹 内 一 郎
清 水 浩

執筆 者 (五十音順)

青 井 正 雄
(大垣共立銀行)青 木 建
(第一勧業銀行)青 木 通
(明治生命)青 木 知一郎
(日本長期信用銀行)赤 松 由 隆
(三菱銀行)秋 葉 清
(横浜銀行)秋 山 貞 雄
(東海銀行)浅 岡 一 郎
(横浜銀行)麻 場 敏 男
(太陽神戸銀行)網 野 正比古
(大和銀行)新 井 鋼太郎
(第一生命)荒 川 賢 一
(群馬銀行)有 水 寛 補
(鹿児島銀行)安 楽 国 広
(三井銀行)五十嵐 敬 喜
(経済企画庁)井 澤 正 義
(大和銀行)石 井 幸 作
(太陽神戸銀行)石 井 範 男
(千葉銀行)石 垣 修 一
(安田信託銀行)石 川 岩 雄
(監査法人サンワ東京丸の内事務所)石 田 一 夫
(横浜銀行)石 橋 雅 夫
(埼玉銀行)石 部 憲 治
(東海銀行)伊 藤 正 憲
(日本長期信用銀行)伊 藤 徳 久
(太陽神戸銀行)板 倉 信 平
(三井信託銀行)稲 村 征 紀
(北海道拓殖銀行)井 上 隆 文
(日本長期信用銀行)井 上 義 郎
(東京外国語大学)猪 股 春 仁
(東海銀行)今 井 菊 治
(東海銀行)今 村 長 武
(相互銀行協会)岩 上 秀 樹
(三井信託銀行)岩 崎 由里夫
(埼玉銀行)岩 瀬 登
(日本長期信用銀行)岩 渕 信 夫
(監査法人太田哲三事務所)岩 見 元 子
(日本長期信用銀行)岩 本 秀 治
(全国銀行協会連合会)臼 井 重 之
(横浜銀行)颯 川 明 夫
(日本長期信用銀行)越後谷 聡
(横浜銀行)榎 田 俊 明
(千葉銀行)大 内 修
(三菱銀行)大 蔵 浩 之
(三井信託銀行)大 島 昌 司
(埼玉銀行)大 島 司
(住友信託銀行)大 塚 甲 蔵
(太陽神戸銀行)大 塚 富 則
(富士銀行)大 塚 慶 雄
(三井信託銀行)大 森 進
(野村証券)岡 正 生
(東海銀行)

岡 田 隆 博
(大和銀行)

岡 野 静 雄
(埼玉銀行)

岡 部 穎 彦
(第一勧業銀行)

小 沢 雅 子
(日本長期信用銀行)

小 川 清
(監査法人サンワ東京丸の内事務所)

小 畑 二 郎
(筑波大学)

開 発 光 治
(三菱信託銀行)

柿 本 卓 志
(太陽神戸銀行)

勝 又 三 郎
(監査法人サンワ東京丸の内事務所)

加 藤 重 樹
(安田信託銀行)

加 藤 啓 晃
(太陽神戸銀行)

加 藤 正 純
(日本長期信用銀行)

加 藤 晶 春
(監査法人サンワ東京丸の内事務所)

角 谷 忠 雄
(太陽神戸銀行)

金 沢 邦 和
(信託協会)

金 森 亨
(協和銀行)

金 子 英 雄
(横浜銀行)

狩 野 俊 郎
(群馬銀行)

加 納 文 範
(横浜銀行)

構 茂 男
(三井銀行)

川 合 啓
(日本興業銀行)

川 上 道 夫
(北海道拓殖銀行)

川 上 雪 彦
(株式会社社会保険研究所)

川 上 陸 司
(日本長期信用銀行)

河 津 秀 雄
(埼玉銀行)

河 辺 春 喜
(日本長期信用銀行)

神 澤 澄 男
(三和銀行)

杵 渕 雄 行
(三井銀行)

木 本 信一郎
(埼玉銀行)

木 村 明 央
(山一證券)

木 村 茂
(協和銀行)

木 村 政 人
(東洋信託銀行)

工 藤 弘
(埼玉銀行)

工 藤 昌 彦
(埼玉銀行)

国 広 丞
(三和銀行)

窪 田 高 明
(太陽神戸銀行)

倉 林 哲 也
(三菱信託銀行)

黒 崎 弘
(監査法人太田哲三事務所)

河 野 英 之
(日本興業銀行)

国 府 尚 直
(百五銀行)

小 暮 圭 一
(富士銀行)

古座野 勝
(横浜銀行)

後 藤 博 幸
(太陽神戸銀行)

小西出 昭 龍
(福井銀行)

小 林 勝 司
(協和銀行)

小 林 襄 治
(日本証券経済研究所)

小 林 新八郎
(大和銀行)

小 林 俊 一
(監査法人サンワ東京丸の内事務所)

小 林 洋 介
(三菱信託銀行)

小 柳 志乃夫
(日本興業銀行)

近 藤 篤
(千葉銀行)

近 藤 順 茂
(三菱信託銀行)

斉 藤 一 昭
(監査法人太田哲三事務所)

斉 藤 一 男
(横浜銀行)

斎 藤 奏
(監査法人サンワ東京丸の内事務所)

斎 藤 直 躬
(群馬銀行)

斎 藤 博
(安田信託銀行)

坂 下 彰 生 (昭和ファクター)	清 水 一 彦 (信託協会)	高 松 盛 太 (第一勲業銀行)
佐 久 間 忠 (千葉銀行)	神 向 寺 慧 (東洋信託銀行)	滝 本 邦 彦 (東海銀行)
佐 久 間 裕 秋 (日本長期信用銀行)	末 繁 英 雄 (三和銀行)	武 井 孝 裕 (東海銀行)
佐々木 利 行 (東海銀行)	杉 崎 博 (東海銀行)	田 坂 隆 昌 (埼玉銀行)
佐 藤 玄 土 (第一勲業銀行)	杉 若 雄 次 (北海道拓殖銀行)	田 代 隆 雄 (東海銀行)
佐 藤 弘 一 (埼玉銀行)	鈴 木 彰 (協和銀行)	田 代 正 次 (東洋信託銀行)
佐 藤 雅 信 (協和銀行)	鈴 木 和 重 (山一証券経済研究所)	辰 巳 寛 (東海銀行)
眞 田 隆 司 (横浜銀行)	鈴 木 博 (農林中央金庫)	田 中 幸 郎 (足利銀行)
佐 野 孝 也 (協和銀行)	鈴 木 正 和 (協和銀行)	田 中 昇 (大垣共立銀行)
鯖 田 豊 則 (住友信託銀行)	炭 谷 太 郎 (三井銀行)	田 中 正 文 (協和銀行)
鮫 島 豊 美 (埼玉銀行)	盛 山 正 義 (山陰合同銀行)	田 中 祐 介 (東洋信託銀行)
重 田 敦 史 (富士銀行)	相 馬 尚 文 (東洋信託銀行)	谷 徳 憲 (太陽神戸銀行)
篠 塚 隆 夫 (千葉銀行)	宗 万 光 博 (大和銀行)	谷 浦 正 記 (安田信託銀行)
篠 田 典 之 (大和銀行)	高 井 俊 成 (日本長期信用銀行)	谷 野 清 (大和銀行)
柴 田 篤 夫 (埼玉銀行)	高 田 勝 (太陽神戸銀行)	玉 置 守 好 (住友信託銀行)
芝 田 矩 義 (百五銀行)	高 橋 正 一 (監査法人サンワ東京丸の内事務所)	遼 清 (東海銀行)
柴 山 恵 司 (千葉銀行)	高 橋 則 広 (農林中央金庫)	辻 昌 紀 (百五銀行)
島 岡 宏 文 (百五銀行)	高 橋 実 (埼玉銀行)	堤 康 夫 (日本債券信用銀行)
嶋 本 邦 司 (協和銀行)	高 橋 康 彦 (日本債券信用銀行)	堤 克 政 (群馬銀行)

霍 野 菜穂子
(D. B. ランペール証券)

寺 尾 仁 之
(監査法人太田哲三事務所)

土器屋 勉
(東洋信託銀行)

所 一 弥
(大垣共立銀行)

鳥 羽 格
(東洋信託銀行)

戸 部 直 樹
(太陽神戸銀行)

長 崎 晋
(三井銀行)

永 沢 邦 夫
(千葉銀行)

中 島 耕一郎
(第一勲業銀行)

中 瀬 宏 通
(監査法人中央会計事務所)

永 浜 光 弘
(富士銀行)

中 野 晴 正
(三井銀行)

中 村 栄 作
(北海道拓殖銀行)

中 村 英 剛
(富士銀行)

中 山 佶 彦
(大和證券)

南 雲 裕 之
(群馬銀行)

成 田 一 正
(監査法人太田哲三事務所)

縄田屋 圭 吾
(協和銀行)

西 岡 一 浩
(大和銀行)

西 田 忠 己
(安田信託銀行)

仁 田 雅 之
(東海銀行)

二 宮 洋 二
(経済企画庁)

野 崎 雄 二
(住友信託銀行)

野 末 栄 一
(住友銀行)

野 田 秀 毅
(三井銀行)

野 本 養之助
(太陽神戸銀行)

橋 口 雄一郎
(大和銀行)

橋 本 長 雄
(全国銀行協会連合会)

長谷川 寛
(三菱信託銀行)

秦 達
(日本長期信用銀行)

畠 野 啓 司
(千葉銀行)

花 木 成 一
(大和銀行)

浜 田 淳 一
(第一勲業銀行)

速 水 義 治
(東海銀行)

坂 東 明 彦
(太陽神戸銀行)

平 木 秀 樹
(住友信託銀行)

平 松 光 善
(大垣共立銀行)

平 山 伸 之
(日本債券信用銀行)

深 見 彰 生
(太陽神戸銀行)

深 海 慎 一
(日本興業銀行)

福 井 るみ子
(千葉銀行)

福 田 一 憲
(日本長期信用銀行)

福 田 信
(北海道拓殖銀行)

福 本 靖 男
(第一勲業銀行)

藤 懸 行 徳
(東洋信託銀行)

藤 野 護
(第一勲業銀行)

藤 本 快
(三菱信託銀行)

船 越 正 春
(協和銀行)

北 條 和 彦
(中央信託銀行)

堀 口 周 昭
(中央信託銀行)

堀 部 真 司
(住友信託銀行)

前 川 優
(太陽神戸銀行)

牧 野 司 郎
(大垣共立銀行)

益 子 正 人
(日本長期信用銀行)

増 成 榮 一
(北海道拓殖銀行)

松 田 和 雄
(富士銀行)

松 田 幸 仁
(大和銀行)

松 村 正 則
(三和銀行)

松 本 正
(東海銀行)

真 鍋 賢 司
(太陽神戸銀行)

丸 山 久 義
(百五銀行)

三 上 清 隆
(監査法人太田哲三事務所)

三 亀 孝 雄
(第一勲業銀行)

三 矢 孝 之
(監査法人西方会計士事務所)

源 元 正 弘
(三菱信託銀行)

嶺 沢 八 郎
(三和銀行)

宮 本 隆
(埼玉銀行)

宮 本 忠 泰
(協和銀行)

幸 富 成
(日興證券)

武 藤 厚 広
(埼玉銀行)

望 月 章 司
(富士銀行)

森 泉 清
(協和銀行)

森 本 晃 也
(日本長期信用銀行)

八 木 功
(静岡銀行)

矢 沢 明 彦
(元三井信託銀行)

安 田 俊 明
(埼玉銀行)

安 場 良 治
(東洋信託銀行)

矢 部 信
(日本債券信用銀行)

矢 野 武 三
(北海道拓殖銀行)

山 形 博
(青森銀行)

山 上 誠
(中央信託銀行)

山 川 修一郎
(埼玉銀行)

山 岸 靖 夫
(協和銀行)

山 口 司
(日本債券信用銀行)

山 崎 千 里
(協和銀行)

山 崎 礼次郎
(東海銀行)

山 田 和 夫
(太陽神戸銀行)

山 田 修 二
(埼玉銀行)

山 田 行 男
(三菱信託銀行)

山 田 善 邦
(大垣共立銀行)

山 本 素 直
(東海銀行)

結 城 隆
(日本長期信用銀行)

湯 原 皓 爾
(日興証券投資信託委託)

湯 原 満 義
(大和銀行)

湯 本 準 也
(協和銀行)

横大路 誠 一
(三井銀行)

横 地 泰 公
(三井銀行)

吉 井 勝 則
(東洋信託銀行)

吉 田 昌 弘
(東海銀行)

若 松 茂 生
(三井信託銀行)

渡 辺 昭 二
(埼玉銀行)

渡 辺 隆 治
(千葉銀行)

渡 辺 正 憲
(日本興業銀行)

渡 辺 政 宏
(監査法人西方会計士事務所)

本書の使用法

(I) 編集方針

本辞典は、金融機関取引先の資金運用・調達の多様化に対する金融機関側の対応、とりわけ国債の窓口販売等の実務に必要な用語、並びに金融機関の実務に必要とするその他の金融・証券用語3,590項目を収録し、それらの用語を金融機関の証券業務並びに最新の金融実務の立場から、できる限り平易・具体的に解説したものである。

項目の選択にあたっては、証券用語が本来、証券業界の用語であって、債券と株式の取引が混在し、専門用語として複雑・難解なものとなっている点に注意しながら、銀行等金融機関の実務に必要と思われる用語2,355項目を証券一般、株式、債券、投資信託、公社債受託引受、証券代理業務、国際証券の分野から精選した。

国内金融に関しては、金融経済、金融政策・銀行行政、金融商品、金利、金融指標、金融税制の各分野から687項目を現在金融機関が直面している実務上の諸問題に対応するために必要な用語として選んだ。

また、外為取引の自由化によって、取引がより一般化し、重要度を増してきている国際金融に関しては、国際金融経済、資本取引、外国為替の分野から、取引用語および取引に必要なテクニカル・タームを548項目収録した。

なお、巻末に適債基準・格付基準、年金一覧、現先取引基準、手数料一覧、仕切値幅制限等の一覧表を付録とし、実務の便に供した。

(II) 項目の配列

項目は五十音順に配列した。外国語については長音符号を無視して配列した(例：アキュムレーション＝アキユムレシヨン，SDR＝エスデアル)。各項目には内容別の分類を明示し、同一用語で内容的に体系をまたぐ用語には、その体系ごとに解説を加えた。また、ある項目の派生語、子用語は「〜」を用いて、その用語の位置づけを明確にした。その場合の配列順序はつぎのとおりである。

〔例〕 国 債① 経済一般……………
……………。

国 債② 法 律	
	。
国 債③ 証券実務	
	。
国 債④ 税 金	
	。
～の買付価格 証券実務	
	。
～の初期利子① 証券実務	
	。
～の初期利子② 税 金	
	。

なお、「権利処理」のような用語は、「信用取引の権利処理」と配列したのでは索引しにくいと思われるので、「権利処理（信用取引の）」と整理して配列した。

（Ⅲ） 項 目 の 分 類

読者の学習効果を高めるため、収録用語をつぎのように分類して配列した。

- 経済一般 上記の編集方針の範囲内において、実務上必要と思われる一般的な用語はすべて経済一般用語として整理した。
- 法 律 証券、国内金融、国際金融の全収録項目のうち、法律的な説明を必要とするものおよび法律上の専門用語については、法律用語として分類し解説した。
- 証券実務 証券業界で使用されている証券取引の専門用語のうち銀行業界の実務で必要とするもの、および受託引受等従来からの銀行業界における証券用語については、証券実務用語として分類し解説した。
- 金融実務 証券取引用語以外の金融取引に関する実務用語は、金融実務用語として整理した。
- 税 金 金融税制に関する専門用語および全収録用語のうち税制面からの説明を必要とするものについては、税金用語として分類し解説した。

(Ⅳ) 項目の記述要領

(1) 使用漢字・かなづかい

原則として当用漢字，新かなづかいによった。ただし，慣用語・成句，実務上よく使われる用語については無理な統一はしなかった。

(2) 読みがな

難読語については読みがなをつけた。

(3) 外国語

外国語の表記はカタカナで行ない，原則としてスペリングをつけ，外国語の訳語には必要に応じてスペリングをつけた。

(4) 用語の統一と特例

①長期信用銀行，信託銀行，普通銀行，相互銀行，信用金庫，信用組合等の各金融機関については，必要がある場合はそれぞれの用語により説明してあるが，包括的に説明している場合は，「銀行」「金融機関」で代替した。②外国為替公認銀行と外国為替専門銀行はまとめて，外国為替銀行とした。③法令上使われている信託会社，受託会社等の用語は，必要に応じて信託銀行，受託銀行とした場合と，そうでない場合とに使い分けた。④値段，価格，価額といった，意味において微妙な相違のあるものについては，できる限りそれぞれの意味で使い分けた。

(5) () の使用

収録項目数を多くするため，() をつぎのように使用した。例…①安定株主(工作)：「安定株主」と「安定株主工作」の2つについて同時に説明し，項目を1つにまとめた。②大型(株)ファンド：大型株ファンドが正式名称であるが，大型ファンドと通常呼称されている場合は，このように表記した。なお，「共同幹事(引受の)」といった場合については，(Ⅱ)で説明した通りである。

(6) 計算式等の表記

利回り等に関する計算式は原則として $\frac{\circ\circ}{\circ\circ\circ}$ で表記したが，スペースの都合で $\circ\circ \div \circ\circ\circ$ と表記した場合もある。

(7) 法令条文の引用

① () 内に法令を引用するときは，その法令名について別表の略語表にある場合はそれに従い，それ以外のものは法令名を正しく表示した。() 外においては，原則

として法令名を正しく表示したが、独占禁止法、証券法など一般実務で略称されているものはそのまま使用した。なお、条文数はつぎのように表示した。

例：証券取引法第2条第1項第1号→証券2(1)①

② 施行令、規則（または細則）は法令名略語の後に令、則をつけた。

（V）項目間の関連表記

（1）アスタリスク（*）の利用

ある項目の解説中に用いられている用語で、その用語が別に見出項目として掲載されており、その項目を参照することが理解するために便利な場合は、その用語の右肩にアスタリスク（*）をつけた。なお、記述の必要上、複数の項目を1つの項目とした場合、たとえば、「為替裁定（取引）」は「為替裁定」と「為替裁定取引」の両方に、「為替差損益」は「為替差損」と「為替差益」の両方にアスタリスクをつけた。また、「株式配当」という用語を掲載している場合は、「株式配当金」という場合でもアスタリスクをつけた。

（2）「一」の利用

① ある項目について、とくに他の項目の参照が、その項目の説明全体に関連して望ましいときには、記述の最後の一「〇〇〇」として、参照すべき項目を示した。

② 記述中に（一「〇〇〇」）とあるときは、とくにその直前の説明なり用語なりに関連して他の項目を参照することが望ましい場合である。

（3）見よ項目

証券やその他金融取引の専門用語の中には、1つの概念に対して複数の呼称があるものが珍しくない。たとえば「途中償還」、「期限前償還」、「期中償還」の概念は1つのものであるから、説明文は途中償還につけ、「期限前償還→『途中償還』」、「期中償還→『途中償還』」とした。その他に、1つの項目の説明の中に、必要上別の項目についても説明している場合、たとえば「ナスダック」は「ナスダック→『全米証券業者協会』」とした。

したがって、本辞典においては見よ項目は必ずしも同じ意味をもつものではなく、「〇〇〇→『×××』」は、「〇〇〇」については「×××」に必要な説明がしてあるという趣旨である。なお、「〇〇〇」と「×××」が同一の概念の場合は、説明文中でとくに断わっていないものもある。

法令名略語表

(税法関係の引用は、昭和58年度の税法によった。)

あ

IMF協定

国際通貨基金協定

い

医療
印税医療法
印紙税法

お

恩給

恩給法

か

会
外銀
会計士
外公債
外国保険会計法
外国為替銀行法
公認会計士法
外貨公債の発行に関する法
外国保険事業者に関する法
律外資
会社更生
外証法
外特会
貸信
外為法外資に関する法律
会社更生法
外国証券業者に関する法律
外国為替資金特別会計法
貸付信託法
外国為替及び外国貿易管理
法外為令
ガット外国為替管理令
関税及び貿易に関する一般
協定

関税

関税法

き

企業担保
供託
協組金企業担保法
供託法
協同組合による金融事業に
関する法律行組
供則国家行政組織法
供託規則

拒絶

拒絶証書令

漁抵

漁業財団抵当法

銀行

銀行法

銀特

銀行法等特例法

銀取引約定

銀行取引約定書

金融合併

金融機関の合併及び転換に
関する法律

金利

臨時金利調整法

け

計算規

株式会社の貸借対照表、損
益計算書及び付属明細表
に関する規則

計算規特例

株式会社の貸借対照表、損
益計算書及び付属明細に
関する規則の特例に関す
る省令

憲

日本国憲法

兼業許可令

職員の兼業の許可に関する
政令

建抵

建設機械抵当法

こ

小

小切手法

交換規則

手形交換所規則ひな型

交換細則

手形交換所規則施行細則ひ
な型

公企共済

公共企業体職員等共済組合
法

工抵

工場抵当法

航抵

航空機抵当法

鉦抵

鉦業抵当法

交付税

地方交付税法

国債

国債二関スル法律

国公共済

国家公務員共済組合法

国登省令

国債の一括登録に関する省
令

国発省令

国債の発行等に関する省令

国基特会

国債整理基金特別会計

国法

国家公務員法

さ

裁

裁判所法

債権管理

国の債権の管理等に関する
法律

再評価

資産再評価法

財務監査

財務諸表の監査証明に関す
る省令

財務規

財務諸表等の用語、株式及
び作成方法に関する規則

財要

財務諸表規則取扱要領